

いじめ防止基本方針



平成31(2019)年度

八代市立鏡西部小学校

【 目 次 】

- 1 はじめに
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの未然防止について
 - (3) いじめの早期発見について
 - (4) いじめへの対処について
 - (5) 家庭や地域住民との連携について
 - (6) 児童会との連携について
 - (7) 関係機関との連携について
- 4 本校におけるいじめ等の実態
 - (1) いじめの認知件数
 - (2) 不登校生徒数の推移
 - (3) いじめ問題等の実態
 - (4) 学校評価より
- 5 本校におけるいじめの防止等のための取組
 - (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見のための取組
 - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
 - (5) 学校におけるいじめへの対処
 - (6) いじめへの対処の流れ
 - (7) いじめの防止等への取組の評価
- 6 重大事態への対処
- 7 基本方針の見直し及び公表



1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校においては、いじめを許さない学校づくりと併せて、いじめを受けた児童生徒を「徹底して守る」という姿勢で取り組んできた。

しかしながら、本校においてもいじめが認知され、その解消に多くの時間を要した事例もあった。

いじめの問題に社会総がかりで対峙するために、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年9月に施行された。

この鏡西部小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）、「熊本県いじめ防止基本方針」（平成25年12月26日策定）、「八代市いじめ防止基本方針」（平成26年4月18日策定）を踏まえ、本校が、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

「いじめ防止対策推進法」第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、その防止等の対策は、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、日頃から計画的かつ組織的に防止に努める。起こった場合でも、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。



3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断

表面的・形式的に判断するのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極める。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」という要素だけが限定して解釈されることのないよう努める。また、いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させる。さらに、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでもいじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様

- *冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- *仲間はずれ、集団による無視をされる。
- *軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- *ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- *金品をたかられる。
- *金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- *嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- *パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(2) いじめの未然防止について

いじめを生まない土壌づくり

いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点から、より根本的ないじめの問題の克服を図る。

全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育む。

教育活動全体を通じた取組

道徳教育や人権教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育む。

自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。

自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力等を育てる。

いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。

全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。

家庭・地域社会への啓発

いじめ問題への取組の重要性について家庭・地域社会に認識を広め、一体となって取組を進める。

(3) いじめの早期発見について

全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。

いじめは大人が目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守る。

(4) いじめへの対処について

いじめがあることが認知された場合は、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的に対応する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応する。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、

理解を深めておくとともに、組織的な対応ができる体制整備の充実に努める。

(5) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、学校と家庭、地域との連携が必要である。いじめの問題についても、熊本版コミュニティースクールを活用し、PTAや地域住民と連携した対策を推進していく。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めたり、家庭や地域での児童の様子を学校に寄せたりすることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(6) 児童会との連携について

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけが大切である。そのために、教職員は、全ての児童がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できるように適切な指導や支援を行う。

(7) 関係機関との連携について

学校や教育委員会の指導のみでは十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と適切な連携のもと取組を進める。そのために、平素より関係機関との意見交流や情報共有の場を設けるなどの配慮をしておく。

4 本校におけるいじめ等の実態

(1) いじめの認知件数（平成27年度～平成30年度）

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生	
	男子	女子										
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
28年度	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
29年度	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
30年度	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0

(2) 不登校児童数の推移（平成27年度～平成30年度）

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計	発生率 <small>(不登校児童数/総児童数)</small>
	男子	女子												
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%

(3) いじめ問題等の実態

心のアンケートや教育相談の結果から、全体的に人間関係は良好であることが伺える。しかし、本校児童は相手のことを考えて行動したり、声をかけたりすることが苦手な児童が比較的多いため、「嫌なことを言われた」、「嫌なことをされた」という質問項目についてのチェックが多い傾向にある。「嫌なことを言われた」、「嫌なことをされた」ことがきっかけになって、「いつでも」、「ど

こでも」、「だれにでも」いじめたり、いじめられたりする可能性は大いにあると考えられる。アンケートのその他の質問事項から、特に心配する事案はなかったが、個別の指導や聞き取り、保護者との連携を図って、対応していかなければならない。今後も継続的かつ計画的な実態把握や指導等が必要である。

(4) 学校評価より

平成30年度も5月末までに項目を立て、学校評価及び教育反省の中に入れて、学期ごとに反省を加えながら、PDCAサイクルで改善しながら反省を行う。その項目の一つに「子どもは楽しい学校生活を送っている」（平成28年度末調査）に対して、4段階評価の上位2段階以上の評価を得ている。今後も全職員で学校評価を分析・集約し、いじめゼロの楽しい学校づくりへ実践していく。

平成30年度の学校評価（平成31年2月実施）でも100%の児童が「学校は楽しい」と回答している。また、保護者、職員も4段階評価の上位2段階以上の評価を得ていて、よい結果が得られた。今後もいじめのない楽しい学校づくりを進めていきたい。



ることがいじめの防止につながる。そのような授業が行われる教室では、一人一人が居心地の良く、自己有用感も高めることができる。

また、見通しをもたせる授業づくりを通して、児童の関心・意欲を高める。教師は常に教材研究に努め、教材の提示の仕方やめあてのめあせ方等を工夫する。

次に、児童の学習への関心・意欲が持続するように、自分の考えを述べたり、友だちの考えを聞いたりする交流の場を設定する。交流の場で自信をもったり、刺激を受けたりすることを通して、児童が互いに認め合い、協力し合う風土が形成されるように指導をしていく。合わせて、形成的評価を適宜行うことにより、一人一人のつまづきに応じた個別指導を充実させる。

また、学習のまとめの場面では、児童一人一人がしっかりと理解し、分かったという状態にできるように全体交流を行い、学習の定着度を高められるようにする。授業全体を通して、児童一人一人が自分のことを大切にされていると感じられるような言葉かけ、居場所が実感できるように意識して取り組んでいく。

イ 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自尊感情を高める。また、全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- ・年間計画に基づき、年間35回（1年は34回）の道徳の時間の授業実践を行う。
- ・道徳教育年間計画ファイルの〈授業改善のために〉の欄に反省を記録し、授業の工夫、改善に努める。

ウ 児童会活動の充実

自主的自発的な児童会活動に取り組むことで、児童の自尊感情を高めるだけでなく、集団への所属感も高めることができる。縦割り班を中心とした集会活動や地区児童会、高学年による委員会活動においては、児童の考えを具体化できるように指導し、児童自身が描くゴールに向けて活動できるようにする。

また、本校の課題である相手への言葉のかけ方については、「ふわふわ劇場」や「ふわふわの虹」の取組を継続して取り組んでいくことで改善を図る。

エ 小中一貫・連携教育の取組

中学校へ児童のことをスムーズにつなぐために、年度末に鏡町内の連絡会を行ったり、学習の決まりごと等に関する共通実践に取り組んだりする。また、児童のより良い成長のために鏡町内の小学校同士や鏡中学校区全体で情報の共有化が図られるように、連携コーディネーター部会等の各部会で定期的に情報交換会を行う。そして、共通理解を図ったことは必ず朝会等で全職員に知らせ、学校組織として取り組んでいけるようにする。

オ 体験活動の充実

他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことができるようにする。

- ・保護者と連携しての田植え、稲刈り、もちつき
- ・地域の方の協力によるいちご狩り
- ・リサイクル登校
- ・なかよし給食

- ・縦割り班活動（クリーン作戦、ふるさと学級、夏祭り等）

カ 校内研修の取組

- ・複式・少人数を生かして、児童の実態を丁寧に把握し、一人一人が主体的に学び合うような授業をめざした研修を行う。また、学級担任は研究テーマに基づいた研究授業を年に1回以上実施する。
- ・人権教育や特別支援教育、道徳教育を中心に児童理解と指導力を向上させる研修を年間5回程度行う。

キ 生徒指導充実月間の取組

毎年6月を「心のきずなを深める月間～いじめを許さない学校・学級を目指して～」と定め、学校・家庭・地域が互いの役割と責任を自覚し相互に補完し合いながら、地域ぐるみでいじめ根絶に向けて取り組む気運を高め、児童に豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続して推進するために、下記のことに取り組む。

- ①生活アンケート（実態調査）の実施（生徒指導主任、養護助教諭、各担任）
 - ・生徒指導担当者と担任が、自分のことやくらし、友だちのこのことを見つめ、ふり返る内容のアンケートを実施し、実態把握を行う。その後、担当が用紙を配布し、担任が取りまとめ、結果を担当に知らせる。
 - ・「げんきもりもりカード」で児童の生活の仕方や家庭での様子を把握する。また、児童の生活の仕方について、保護者と一緒に考えていく機会とする。
- ②保護者向けアンケート（実態調査）の実施（生徒指導主任、各担任）
 - ・生徒指導主任と担任が、保護者向けに自分の子どもの様子を改めて把握し直す内容のアンケートを実施し、実態把握を行う。
 - ・担当が用紙を配布し、担任が取りまとめ、結果を担当に知らせる。
 - ・保護者対象の教育相談を実施する。
- ③見つめる会の実施（各担任）
 - ・毎週水曜日の校内研修・職員会議の前に、各クラスから気になる児童の報告を行い、全職員がその児童の状況について共通理解を図る。
- ④校内研修の実施（研究主任）
 - ・校内研修において、いじめ発見マニュアルの確認や指導の在り方等に関する実践的な研修に取り組み、職員のいじめに関する認識を高める。
- ⑤授業の実践（各担任）
 - ・命を大切にすることを育てる授業をユニットとして計画を作成し、5月中から授業に取り組んでいく。特に、導入期の道徳においては、主題が「生命の尊重」に関連する授業に取り組み、自他の生命を尊重していく心を育む。また、各教科及び各領域において、「生命の尊重」に関連した授業に取り組む。
- ⑥学校便り、学級通信の発行（校長、各担任）
 - ・学校長による学校便りや各担任による学級通信等を活用し、家庭や地域へ「命の大切さやいじめゼロ」に向けた啓発を行う。
- ⑦教育相談の時間の設定
 - ・6月第3週の5日間を教育相談の日として設定する。生活アンケートなどの結果をもとに、昼休み時間や放課後などの時間を使い、個別に児童が日頃考えていることや感じていること、今置かれている状況などを把握する。また、3日間は短縮日課とし、放課後の時間を有効に利用できるようにする。
- ⑧人権標語及び人権ポスターの募集と掲示（人権教育担当）
 - ・いじめ根絶に関する人権標語及び人権ポスターを募集し、校内に掲示するこ

とで、自分や友だちのことを認め、お互いを大切にする気持ちの高揚を図る。

⑨「ミニ集会」の実施（校長、児童会担当、運営委員）

- ・ 5月最終水曜のミニ集会では、校長がいじめや仲間づくりに関する講話を行う。
- ・ 6月3週目の水曜日のミニ集会では、心のきずなを深めることをテーマとした発表を運営委員会が行う。

⑩給食時間中の校内放送（運営委員）

- ・ 給食時間中の校内放送において、応募された標語を6月2週目の5日間で紹介する。このことにより、お互いを認め合い、大切にする気持ちの高揚を図る。

⑪「ぱくぱくの日（なかよし給食）」と「全校遊びの日」の実施

- ・ 毎月19日の食育の日に合わせて、「なかよし給食」として全校児童での会食を行う。また、その後の昼休み時間を「全校遊び」とし、運営委員の児童が計画、実施する。

⑫異学年集団による交流活動への取組

- ・ 縦割り班活動で「ともだち集会」や「夏祭り」に取り組む。活動は児童の自主的・自発的な考えで進められるように配慮する。また、近隣の保育園を夏祭りに招待し、幅広い異年齢による交流活動ができるようにする。

ク 「命を大切にする心」を育む指導プログラムの活用

年度当初、各学年の各教科、学級活動、道徳の時間等の年間計画から「命を大切にする心」を育む学習を洗い出す。洗い出した内容について、児童の実態に応じた各学年のユニットを構成する。ユニットによる実践を行い、実践を振り返り、必要に応じて補足の指導や個別の指導を行うとともに、授業の工夫、改善、ユニットの見直しを行う。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

- ・ 教育相談を年間3回実施する。（6月、11月、2月）
- ・ 事前に生活アンケートを実施する。（年間3回）
結果は面談の際活用し、いじめ不登校担当で集計する。
- ・ 教育相談後は記録を担当がまとめ、教育相談担当でファイルに保管する
- ・ 児童面談後に、保護者の教育相談を希望者に対して行う。（年間3回）

イ 校内相談窓口の設定と周知

- ・ 教育相談担当を窓口とする。
- ・ 児童の面談は担任が基本とし、保護者は希望の職員または教頭、校長で対応する。

ウ 電話相談窓口等の周知

- ・ 保護者や地域からの相談は教頭が窓口となり対応する。
- ・ 専門相談機関の紹介として、教室掲示や保護者へのお便り等で啓発、周知を行う。

エ 特別支援教育の視点から

- ・ 特別支援コーディネーターを中心に、担任、教頭、校長、関係職員で特別支援教育校内委員会を開催し、支援体制の検討、支援シートの作成、ケース会議等を行う。
- ・ 要支援の児童の教育相談（ケース会議）を学期1回行う。

オ 日々の観察

- ・担任による毎朝の健康観察で、体調等の確認を行う。
- ・授業中、休み時間等、担任や他の職員で常に観察を行い、行動面や人間関係での変化等、早期発見に努める。
- ・みつめる会（水曜日の研修の時間の一部）で、情報交換や職員間での共通理解を図る。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画（予定）

	学校行事	道徳	人権学習	学活
4月	入学式			きょうから〇年生 (全学年)
5月	歓迎遠足 水俣（環境）学習 集団宿泊学習	生命尊重（5年） 平和教育（6年）	なかまづくりに関する 学習（2年） 共生に 関する学習（3、4年）	集団宿泊教室に向け て（5・6年）
6月	心のきずなを深める 月間 教育相談	生きていることのす ばらしさ（1年） たいせつな命（2年）	なかまづくりに関する 学習（1、5、6年）	生活アンケート (全学年)
7月	夏祭り	たいせつな平和（2年、 3年、4年）命があった からこそ（5年）平和を 守る、生命の尊重（6年）	人権問題学習（6年）	1学期をふり返ろ う（全学年）
8月				
9月		みんなで守る命（3 年）		きょうから2学期 (全学年)
10月	運動会 見学旅行		共生に関する学習 (4年)	1本のはし（1年） みんななかよく (2年)
11月	教育相談	命の温かさ（1年） 命を考える（3年）	人権、部落問題学習（5、 6年）なかまづくりに関す る学習（3年）人権月間	人権、部落問題学習 (全学年)
12月	ともだち人権集会 ふるさと学級		人権・部落問題学習 (全学年) 人権月間	2学期をふり返ろう (全学年)
1月	もちつき大会 性教育月間	生きることの尊さ(5 年)	共生に関する学習 (1、6年)	きょうから3学期 (全学年) みんなといっしょに (1年)
2月	教育相談 学習発表会	命があってよかった (1年) 命を大切に（2年）		いやといおううれし いタッチいやなタッ チ（1年）
3月	お別れ会 卒業式 修了式	情報モラル（4年） 何よりも尊いもの(4 年)		もうすぐ〇年生 (全学年)

	総合的な学習の時間	児童会活動(運営委員会)	校内研修・評価	保護者や地域住民との連携
4月	3年 「鏡町のたから物(春・夏・秋・冬・ちょっと昔のくらし)」 4年 「鏡町のたから物(水・干拓)」 5年 「ふるさとを守る(水俣から学ぶ・先人の功績・干潟)」 6年 「ふるさとの未来創造(福祉体験・調査活動・文化交流・実践)」	児童会目標決め あいさつ運動 代表委員会	・要支援の児童について共通理解	家庭訪問 授業参観・懇談会等
5月		1年生をお迎えする会	・不祥事防止研修 ・人権レポート校内検討会	保護者引取訓練 いちご狩り
6月		ふわふわ劇場 ともだち集会	・特別支援教育研修(講師:わるつより)	教育相談 田植え 学校評議員会
7月		夏祭り 小中合同あいさつ運動	・1学期の実践のまとめ ・1学期教育反省	授業参観 夏祭り 学校保健委員会
8月			・各種研修会参加	水泳教室 プール監視
9月		代表委員会 あいさつ運動	・研修会復講	
10月			・人権教育研修 ・不祥事防止研修	運動会 稲刈り
11月		小中合同あいさつ運動	・Eブロック研究会	教育相談 授業参観 学校保健委員会
12月		ともだち人権集会 人権フェスティバルin やつしろ	・八代人同研地区別学習会 ・2学期の実践のまとめ ・2学期の教育反省	
1月		あいさつ運動	・性教育研修	もちつき大会 PTA教育講演会
2月		小中合同あいさつ運動	・校内人権レポート研修 ・学校評価	学習発表会・懇談会 学校評議員会
3月		6年生とのお別れ会	・性教育のまとめ ・校内研修のまとめ	

(5) 学校におけるいじめへの対処

対応の流れは「報告」「連絡」「相談」とする。

①担任等より校長、教頭へすぐに「いじめ発見」の報告を行う。

②直ちに「いじめ緊急対策会議」（校長、教頭、生徒指導主任、当該学級担任、人権教育主任、養護教諭、その他必要と考えられる者）を開き、事実の把握と対応の方針を決定する。

※「いじめ緊急対策会議」に参加している職員を以後校内対応チームと呼ぶ。

ア いじめについての事実確認

「いじめ緊急対策会議」にて集まった情報をもとに、状況の分析や対応策の検討を行い、校長が処置の決定や役割分担の決定を指示する。その中で、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先事項として取り組む。

- ・より確かな情報を収集するため、関係のある児童からいじめ行為の事実関係を明確にするために複数の職員で聞き取りを行う。この際、客観的な事実関係を速やかに聞き取るようにし、事実としっかりと向き合って臨む。また、聞き取りの場面では、確実に記録を取ることとする。
- ・「いじめ緊急対策会議」で集まった情報をもとにして対応策の検討を行い、複数職員でいじめを受けた児童やいじめたとされる児童に対して再度事実確認を行い、適切な指導と支援を行う。また、全職員に対して、随時経過報告を行う。
- ・全ての対応の窓口は教頭に一本化し、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行う。

イ いじめられている児童への対応

- ・校内対応チームは、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・校内対応チーム（当該学級担任等）から複数で、いじめを受けた児童に事実を確認し、適切な支援を行う。
- ・学級担任を中心に、学級における居場所づくり及び人間関係づくりに取り組む。また、心のケアについては、養護教諭の協力のもと、不登校等の重大事態に進行しないよう、細やかな対応に努める。校内で対応できないことが考えられる場合は、教頭を窓口とし、関係機関との連携を図る。

ウ いじめている子どもへの対応

- ・校内対応チーム（当該学級担任等）から複数で、いじめたとされる児童に事実を確認し、適切な指導・支援を行う。その際、「いじめは卑劣な行為であり、どんな理由があっても絶対に許されない」という姿勢で対する。また、してしまったことを謝らせる機会を設定し、自分から進んで謝ろうと思えるように指導をする。
- ・いじめている立場からいじめられる側への逆転もあり得るので、学級における指導や人間関係づくりは細心の注意を払いながら行う。

- ・校内で対応できないことが考えられる場合は、教頭を窓口とし、関係機関との連携を図る。

エ 周囲の子どもへの対応

- ・校内対応チーム（当該学級担任等）から複数で、周囲の児童に事情を確認し、適切な指導・支援を行う。
- ・いじめを見て見ぬふりすることは、いじめに加担していることという認識を持つよう指導していく。また、学級における指導や人間関係づくりは細心の注意を払いながら行う。
- ・校内で対応できないことが考えられる場合は、教頭を窓口とし、関係機関との連携を図る。

オ いじめを受けた児童の保護者への対応

- ・校内対応チーム（当該学級担任等）から複数で誠実に対応する。このとき、保護者の感情に十分配慮するとともに、具体的な対応策を示し協力を依頼する。
- ・対応の窓口を教頭に一本化し、こまめな情報交換を行う。

カ いじめた児童の保護者への対応

- ・校内対応チーム（当該学級担任等）から複数で誠実に対応する。このとき、保護者の感情に十分配慮するとともに、具体的な対応策を示し協力を依頼する。
- ・対応の窓口を教頭に一本化し、こまめな情報交換を行う。
- ・対応していく中で謝りに行けるように話の流れを工夫したり、外部（PTA等）への協力を視野に入れたりして対応する。

キ 保護者全体への対応

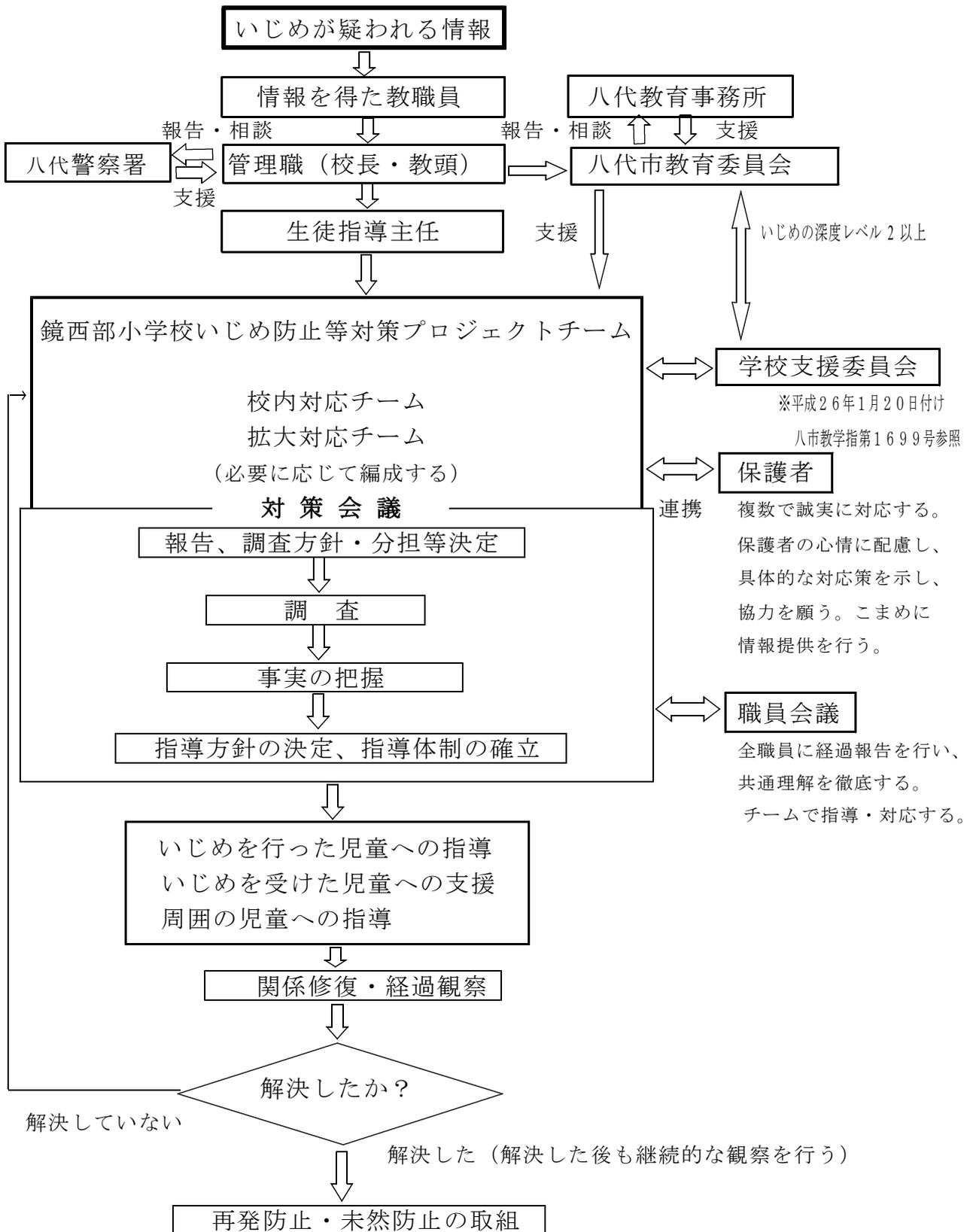
- ・職員会議（必要があれば保護者会）で今回のいじめに対し、学校としてどのような対応をし、どのような経過をとり、どのような結果になったのかを報告する。その中で、個人情報に十分配慮しながら、いじめられた側もいじめた側どちらの立場も悪くならないようにする。

ク その他

- ・「いじめ緊急対策会議」を開き、これまでの経過や資料データを参考に、校長は総合的に判断をして、終末確認を行う。また、今回の対応の仕方や指導体制を見直し、分析を行いながら、今後全校で取り組むべき「いじめ予防」の方法について確認する。



(6) いじめ問題対処の流れ



(7) いじめの防止対策等の取組についての評価

- ①年度初め (4月) の職員会議で、「鏡西部小学校いじめ防止対策等基本方針」の確認を行う。
- ②各学期末 (7月上旬、12月上旬、2月下旬) に、いじめ防止等の取組について

ての検証のための調査（教育反省、児童・保護者アンケート等）を実施する。

③調査後、速やかに調査内容を集計する。

④校内研修等で、集計結果に基づいて、児童の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や未然防止の取組についてP D C Aサイクルの視点で協議する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

(重大事態)「いじめ防止対策推進法」第28条

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」についての状況判断

○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」とは

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

児童や保護者の申立てについて

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校として「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態だとはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の調査、報告、対処

① 重大事態の調査組織の設置

調査組織（拡大対応チーム）の構成に当たっては、学校のいじめ防止等対策のための組織（校内対応チーム）を母体として、専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加により、公平性・中立性を確保する。調査組織の過半数を外部の専門家とする。調査委員長は外部の専門家にすること。

② 調査の実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことよりも、客観的な事実関係を速やかに調査する。

たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実としっかり向き合う姿勢で臨む。

③ 児童や保護者への情報提供

調査により明らかになった事実関係については、いじめを受けた児童及び保護者へ情報を適切に提供する。この際、個人情報に注意しながらも事実を隠蔽

することなく、情報の開示に努め、説明を怠ることがないように留意する。

また、アンケート結果等により得られた情報については、いじめられた児童及び保護者に提供する場合があることを、事前に対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。

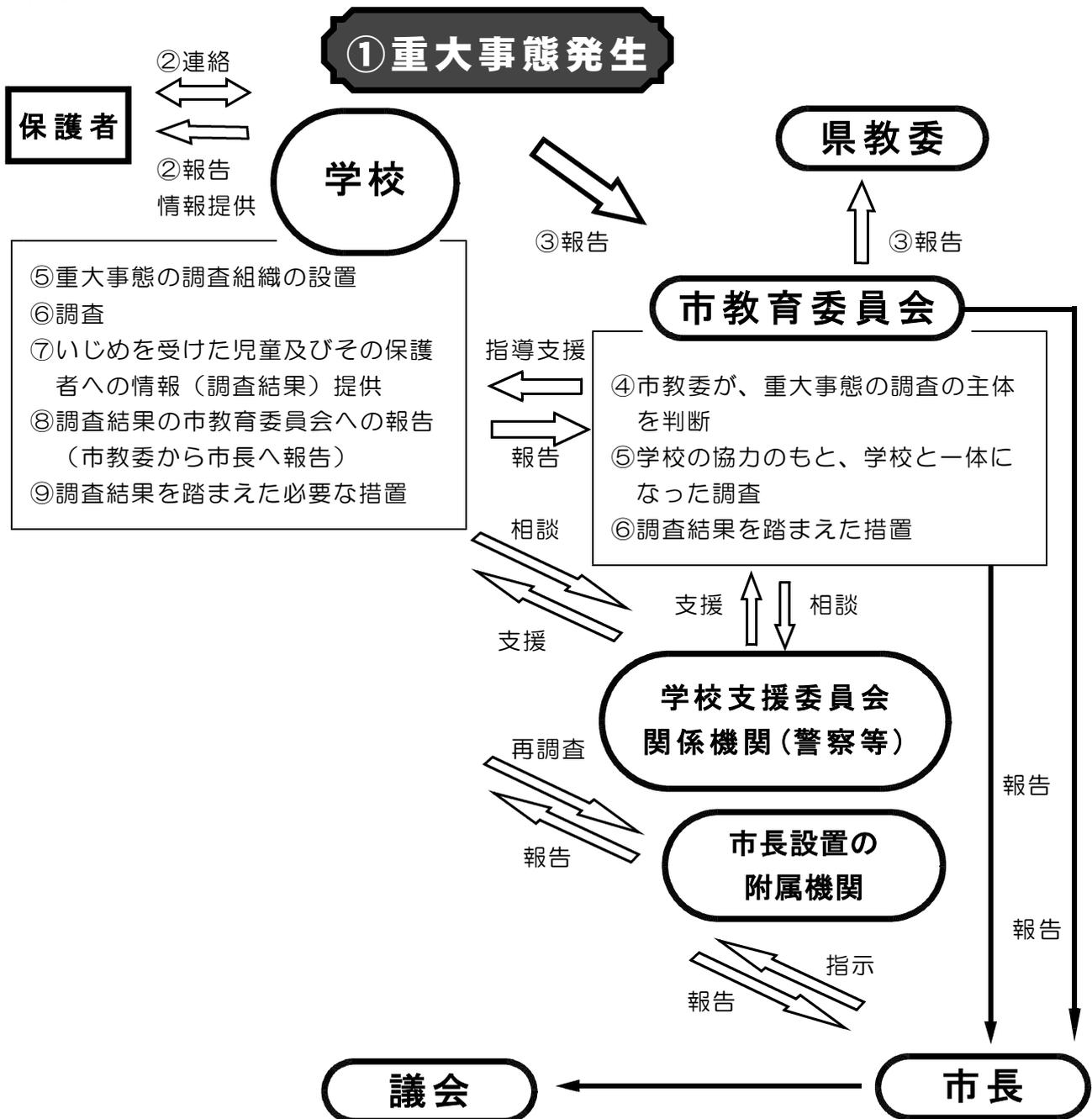
④ 市教育委員会への報告

調査結果を市教育委員会に報告する。この際、いじめを受けた児童又はその保護者から自身の所見をまとめた文書の提供があり、児童及び保護者が希望した場合は、調査結果に添えて報告する。

⑤ 調査結果を踏まえた措置

得られた調査結果に基づき、いじめられた児童及び保護者等へ配慮しつつ、「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考に、重大事態への対処を進める。

(3) 重大事態対処の流れ



6 基本方針の見直し及び公表

- ① 各学期末のいじめ防止対策等の取組についての検証と併せて、「学校基本方針」についても見直しを行う。
- ② 「学校基本方針」の策定に当たって、児童や保護者・地域に対してその主旨や理解してもらいたい点について説明を行う。また、学校だよりや学級通信等においても啓発していく。

さらに、いじめ防止対策等の取組の進捗状況や得られた成果、いじめ防止等の取組についての検証のための調査（教育反省、児童・保護者アンケート等）結果やそれを踏まえた取組について、適宜、情報発信を行う。必要に応じて、意識啓発のための取組や意見聴取のための取組を行う。

（平成31年4月改訂）